不登校児童生徒等のオンライン学習と登校の取扱いについて

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

登校していない児童生徒のオンライン学習について

登校していない児童生徒への対応

予備端末を使用し、登校していない児童生徒用にGoogle meetを接続する。





タイミングを見て、画面越しに声かけを行い、学習の進度や理解度を確認する。

オンライン学習における成果

■児童生徒側

・登校していない児童生徒にとって、学校とつながり、安心感を得ることができる。（学校に行きやすくなる）

■教師側

・教師が児童生徒の様子（学習面を含め）を把握することができる。
・個々を大切にするクラスの雰囲気づくりの醸成につなげることができる。

オンライン学習における課題

■児童生徒側
・一日中オンラインで参加するため、健康への影響が懸念される。

■保護者側
・対面で参加している児童生徒との学習の理解度に不安を感じる。
・家庭内で、端末の接続状況を確認しなければならない。

■教師側
・通常の対面授業をしながら、オンラインで参加する児童生徒への対応も必要とする。

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

○家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子供たちに教育の機会均等を確保することは重要であり、保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務があります。そのため、保護者が子供を学校に登校させることが基本となります。
○一方で、新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要であり、以下のフローチャートに基づき、それぞれの子供の状況に応じた適切な対応をお願いいたします。

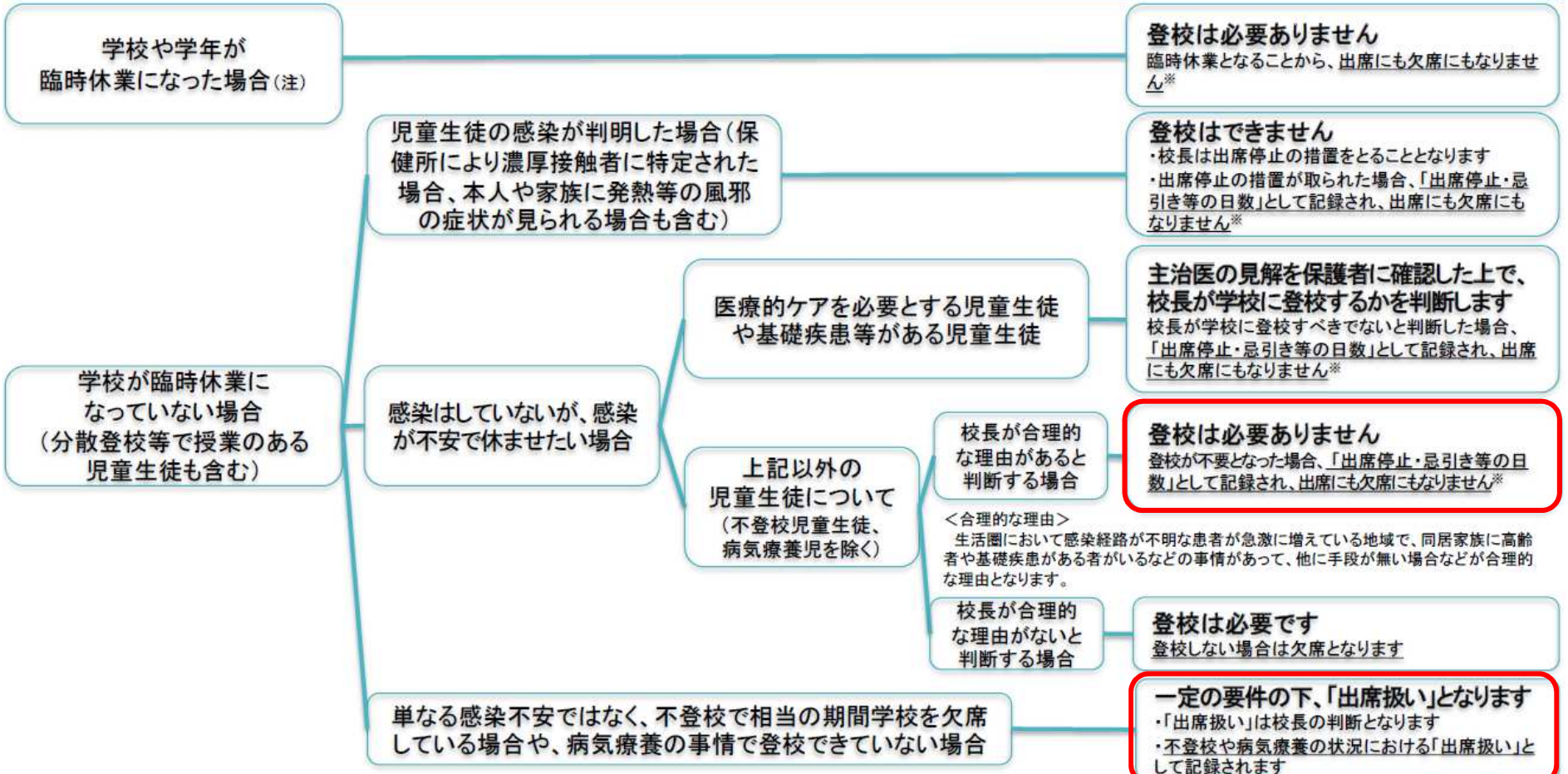

注　分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※
※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりませんが、児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部、高等部）及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省HP）に掲載しているQ&A等をご参照ください。